

(19)日本国特許庁 (J P)

(12) 公開特許公報 (A) (11)特許出願公開番号

特開2002 - 251471

(P2002 - 251471A)

(43)公開日 平成14年9月6日(2002.9.6)

(51)Int.Cl. ⁷	識別記号	庁内整理番号	F I	技術表示箇所
G 0 6 F 17/60	126		G 0 6 F 17/60	126 W
A 6 1 B 5/00			A 6 1 B 5/00	D

審査請求 未請求 請求項の数 7 O L (全 4 数)

(21)出願番号 特願2001 - 50264(P2001 - 50264)

(22)出願日 平成13年2月26日(2001.2.26)

(71)出願人 501078351

加畑 明義

福井県福井市本堂町69 - 14

(72)発明者 加畑 明義

福井県福井市本堂町69 - 14

(74)代理人 100087169

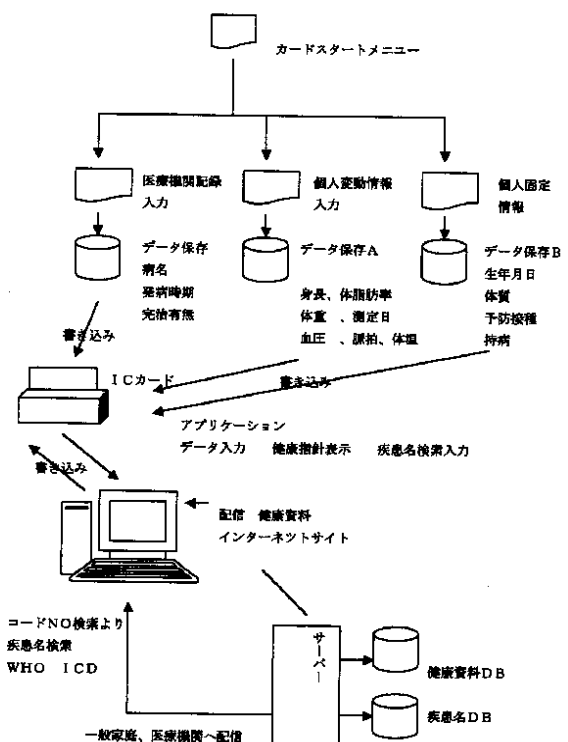
弁理士 平崎 彦治

(54)【発明の名称】 個人の健康カード及び健康管理・病気治療支援システム

(57)【要約】

【課題】 個人の健康状態を管理し、又病気に成った場合には適切な治療が行い得る健康カードの提供。

【解決手段】 個人の健康パラメータとなる身長、体重、血液型、血圧、体脂肪率、血液中の成分量、また以前の病歴等を記録したものであり、医療機関はこのカードの記録内容を参考にして病気の治療を行い、個人は健康管理に利用する。



【特許請求の範囲】

【請求項 1】 個人の健康バロメータとなる身長、体重、血液型、血圧、体脂肪率、血液中の成分量、又以前の病歴等を記録したカードであって、病院等の医療機関又は個人が上記項目を専用ソフトを使用してパソコンに入力し、そしてこれを記録したことを特徴とする個人の健康カード。

【請求項 2】 上記疾患名を WHO が定めている I C O コード記号にてカードに記録した請求項 1 記載の個人の健康カード。

【請求項 3】 上記カードに病気を治療する為に使用した薬、治療法等を記録したカルテとしての機能を備えた請求項 1、又は請求項 2 記載の個人の健康カード。

【請求項 4】 個人の健康バロメータとなる身長、体重、血液型、血圧、体脂肪率、血液中の成分量、又以前の病歴等をパソコンで所定のカードに記録し、病院は個人のカードに記録された事項を参考にして治療することができ、同時に該病院は病名や治療に関する内容を上記カードに記録するようにしたことを特徴とする病気治療支援システム。

【請求項 5】 個人の健康バロメータとなる身長、体重、血液型、血圧、体脂肪率、血液中の成分量、又以前の病歴等をパソコンから携帯電話機に記録し、病院は個人の携帯電話機に記録された事項を参考にして治療することができ、同時に該病院は病名や治療に関する内容を上記携帯電話機に記録するようにしたことを特徴とする病気治療支援システム。

【請求項 6】 個人の健康バロメータとなる身長、体重、血液型、血圧、体脂肪率、血液中の成分量、又以前の病歴等をパソコンで所定のカードに記録し、別のサー

バーからインターネットを介して配信される健康資料を基にして、カードに記録されている自分のデータとを比較検討することが出来るようにした健康管理システム。

【発明の詳細な説明】**【0001】**

【発明の属する技術分野】本発明は個人の病歴や治療歴、現在の健康状態などを記録することが出来る健康カード及び健康管理システムさらには病気治療支援システムに関するものである。

【0002】

【従来の技術】我々人間は多かれ少なかれ病気になり、これを治す為に病院へ行く。その為に該病院ではカルテ

が作られ、該カルテには病名や投薬、治療の方法等、その履歴がこと細かく記入されている。健康状態を知る為の身長、体重、血圧、脈拍数、体温、さらには血液中の各成分などは所定の検査をすれば分かるが、しかし、どの病院にしても患者が今までにどのような病気になったかは、本人に聞かなくては分からない。本人にしても自分がかかった病気に関してこと細かいことは記憶していない場合も多い。

【0003】そして、患者は 1 つの病院ではなく複数の病院へ行くことが多く、この場合、ある病院で作製したカルテを他の病院で使用する事は出来ず、同じ病気の治療に際して同じような検査が繰り返し行われる。その為に、医療費の高騰を招き、患者にとっては繰り返し行われる検査により本格的な治療に入るのに時間がかかり、体力のない患者は命を失う場合もある。

【0004】一方、人が災難に遭遇した場合、又は交通事故に遭った場合等に救急車で運ばれるが、この際にその人の血液型、通常の血圧、その他特有の体質などが分からず、応急処置が出来ない場合が多い。特に意識不明の状態にある場合は本人に聞くことも出来ず、緊急処置を施すことが出来なくて助からないと言ったケースもある。

【0005】近年では、健康に気を付けている人は多くて、自分の体重や血圧、体脂肪率等を気にしているが、以外と許容値を知らない場合もある。又これらが許容値から外れている場合に、正常な数値にする為の具体的な方法を知らない。これは持病を持っている人も同じであり、毎日の私生活で注意しなくてはならない点を知らない。

【0006】

【発明が解決しようとする課題】このように従来の医療や健康管理では上記のごとき問題がある。本発明が解決しようとする課題はこれら問題点であって、個人の健康状態を管理し、又病気になった場合には適切な治療が行い得る個人の健康カード及び健康管理・病気治療支援システムを提供する。

【0007】

【課題を解決する為の手段】本発明に係る健康カードとは、例えば IC カード等の記録媒体であり、個人の健康状態、例えば身長、体重、血液型、血圧、体温、体脂肪率などを記録しておく。又以前の病歴、治療歴、行きつけの病院も記録しておき、1 つのカルテとして機能する。そしてこのカードは個人が常に持ち歩き、病院へ行った際にこのカードを提出することで、患者個人の健康に関する情報が全て分かるようになっている。

【0008】病院では、このカードに記録されている情報を参考にして治療することが出来、重複した無駄な検査を行う必要がなくなる。又このカードには病院で分かった病名、大まかな治療歴などが記録されるが、個人的にも自分で測定した身長、体重、血圧などをパソコンに

て入力することが出来る。

【0009】このカードに必要な事項を書き込む場合、専用のソフトが使用され、出来る限り多くの情報が記録出来るようなプログラムが作成されている。そしてこのソフトは別のサーバーからインターネットを介して配信されたり、専用CD-ROM又はフロッピー（登録商標）ディスクをパソコンにセットして使用することもある。一方、本発明では記録媒体としてカードを使用する場合に限らず、携帯電話機を利用することが出来、パソコンから携帯電話機に記録する。以下、本発明に係る実

【0010】

【実施例】図1はICカードへの記録、及び記録されているICカードの読み取りを示している本発明の概略図である。ICカードはポケットに入れて持ち歩くことが出来る大きさであり、この小さなICカードに非常に多くの情報を記録する為に特別のソフトが用意される。勿論、該ソフトの具体的な構成は限定しないが、所定の事項が整然と記録される。例えば、医療機関にて疾患名を入力するならば、ICカードにはWHOで規定されてい

【0011】ところで、パソコンを起動してカードスタートメニューを開き、必要な事項を記録することになるが、医療機関の場合には患者の病名、発病時期、完治の有無を入力する。勿論、現時点では問題があるが治療方法や使用した薬などの詳細を記入した一種のカルテと同じ内容を記入することも可能である。又健康診断を行うことで身長、体重、血圧、体脂肪率、脈拍、体温、血液型等を測定日と共に入力する。一方、自分の生年月日、持病等、分かっていることは個人的に入力することも出来る。

【0012】このICカードへの入力(書き込み)に際して別に読み取り機を設けることもあるが、具体的な読み取り機の型式は限定しない。ICカードには個人の病歴がその都度書き込まれ、自分で常に持ち歩くことにする。少なくとも病院へ行く場合には該ICカードを持参し、病院ではパソコンに該ICカードをセットして記録されている内容を読み取ることが出来る。従って最近行った検査であれば繰り返し行う必要はなく、ICカードに記録されている内容を基にして治療を即座に行うことが出来る。

【0013】この際、ICカードの内容を読み取る場合には、特別のソフトが必要である為に、該ソフトを開発した会社のコンピュータのサーバーからインターネットを介して配信することが出来る。又はCD-ROMやフロッピーディスクに記録したソフトを利用することも可能である。そして該サーバーには健康資料データ及び疾患名データが保存されていて、インターネットを介してこれら保存データを利用することが出来る。これ

は病院に限らず一般人も利用可能としている。

【0014】上記健康資料とは、身長に対する体重、年齢に対する血圧、体脂肪率、又血液中の各種成分が適性であるか否かを指示するデータであって、自分のICカードに記録されているデータと比較することが出来る。さらに病名を検索することで治療の方法、並びに私生活において気を付けなくてはならない点をサーバーから得ることが出来る。病気の治療に関しては病院の医師も利用することが出来、ICカードに記録した検査結果を基にして具体的な治療方法をサーバーから引き出すことが可能となる。

【0015】又、上記サーバーには一般的な健康指針マニュアルが保存され、これをインターネットを介して受ける事が出来、又ダイエットをしたい人はサーバーに保存されているダイエット指針に基づいて行うことが出来る。その他に、糖尿病の人に対する指針、痛風の人に対する指針、腰痛に対す人の指針、その他色々な指針がサーバーから呼び出して利用することが可能となる。

【0016】一方、最近では大半の人が携帯電話機を所持している為に、この携帯電話機をICカードに変わる記録媒体として利用可能である。勿論、必要な事項の入力はパソコンで行い、該パソコンに接続して携帯電話機に記録することが出来る。逆に携帯電話機から記録されている内容をパソコンへ移すことも自由に出来る。そして、携帯電話機であれば、何処にいてもサーバーから健康指針マニュアルを受けることが出来、ICカードよりも利用し易い。

【0017】以上述べたように、本発明の健康カードは個人の健康バロメータと成る事項を記録すると共に、以前の病歴を記録したのもであり、健康管理システムはこのカード等を利用して健康を増進すると共に、病気になった際にはいち早く治療を行うことが出来るようにしたものであり、次のような効果を得ることが出来る。

【0018】

【発明の効果】本発明の健康カードは個人の健康に関する各事項、例えば身長、体重、血液型、血圧、脈拍数、体脂肪、血液中の各種成分が記録され、又以前の病歴が記録されている。従って、病院はこのカードをパソコンにセットして記録されている内容を把握した上で適切な治療を素早く行うことが出来る。そして、最近の検査記録が記入されているならば、改めて検査する必要はなく、医療費の節減にも繋がる。

【0019】又、該カードに記録されている健康に関するデータが厚生省や医療機関などから発表されているデータと比較する為に、インターネットを介してサーバーを開いて見る事が出来る。従って、該健康カードは記録されている自分のデータと比較して健康状態を知ることが出来、又治療の有無を知ることにも出来る。そしてサーバーには健康に関する指針、病気の予防に関する食生活などに関する指針が保存されている為に、これ

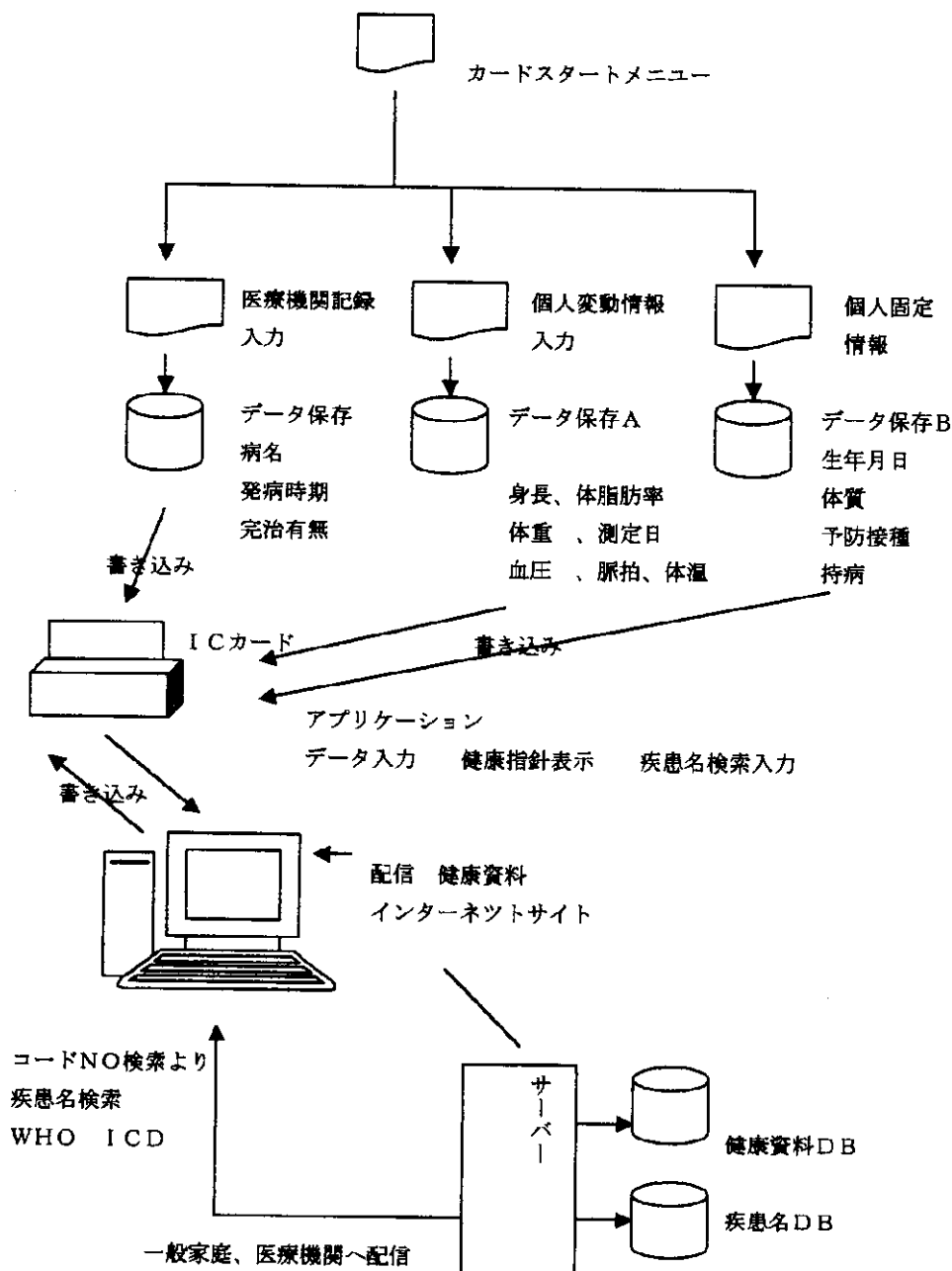
を開いて利用することが出来る。一方、本発明では記録媒体としてカードのほかに携帯電話機を利用することが出来、パソコンから個人の携帯電話機に記録する。常時持ち歩く携帯電話機は何処にいてもサーバーから各種情

報を得ることが出来る。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明に係る健康管理・病気治療支援システム。

【図1】



专利名称(译)	个人健康卡和健康管理系统·疾病治疗支持系统		
公开(公告)号	JP2002251471A	公开(公告)日	2002-09-06
申请号	JP2001050264	申请日	2001-02-26
申请(专利权)人(译)	加畑 明義		
[标]发明人	加畑明義		
发明人	加畑 明義		
IPC分类号	A61B5/00 G06Q50/22 G06F17/60		
FI分类号	G06F17/60.126.W A61B5/00.D G06Q50/22 G06Q50/22.130 G16H20/00		
F-TERM分类号	4C117/XA01 4C117/XB02 4C117/XB20 4C117/XF17 4C117/XF19 4C117/XG06 4C117/XG36 4C117/XG44 4C117/XG45 4C117/XG46 4C117/XH16 4C117/XH22 4C117/XJ03 4C117/XJ32 4C117/XL01 4C117/XL15 4C117/XL17 4C117/XL23 4C117/XM15 4C117/XQ03 4C117/XQ13 4C117/XR04 5L099 /AA15		
外部链接	Espacenet		

摘要(译)

要解决的问题：提供一张可以管理个人健康状况并可以在生病时进行适当治疗的健康卡。 解决方案：记录身高，体重，血型，血压，体脂百分比，血液中的成分数量，既往病史等，这些都是个人的健康晴雨表，医疗机构会记录此卡的内容。 将其用作治疗疾病的参考，并将其用于个人健康管理。

